

## 8

## 特別区たばこ税

特別区たばこ税【たばこは区内で買きましょう】  
(練馬区ホームページ)



## たばこは練馬区内で買きましょう

特別区たばこ税とは、区内の小売店に売り渡されたたばこに対してかかる税金です。卸売業者が1か月ごとに税額を計算し、区に申告して納めます。

令和6年度の区のたばこ税による収入は、約37億1,916万円（約5億6,764万本）でした。区に納められたたばこ税は、区の財源として区政に役立てられています。

## ●税率

	1,000本当たり	20本（1箱）当たり
令和2年10月～令和3年9月	6,122円	122.44円
令和3年10月～	6,552円	131.04円

## 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは、近年、紙巻たばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況にあります。この点を踏まえて、課税の適正化の観点から税負担差を解消するため、令和8年4月1日以後に製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が製造たばこを小売販売業者へ売渡された加熱式たばこについて、課税方式の見直しが行われます。